

第 3 県 財 政

- 1 長野県行政経営方針
- 2 一般会計歳入歳出決算額推移表（平成29年度～令和 3 年度）
- 3 県歳入決算推移表（昭和25年度以降）
- 4 令和 2 年度一般会計歳入歳出決算額構成図
- 5 財政分析指標の推移（普通会計決算）
- 6 徴税費（平成28年度～令和 2 年度）

1 長野県行政経営方針

第1 基本的な考え方

1 方針の位置づけ

この方針は、行政経営理念において掲げている私たちの組織のミッション（使命・目的）と、ビジョン（目指す姿）を実現し、行政サービスの質を向上させていくため、組織としての具体的な取組方針をとりまとめたものです。

限られた行政経営資源を最大限活用し、県民の期待に応えていくため、

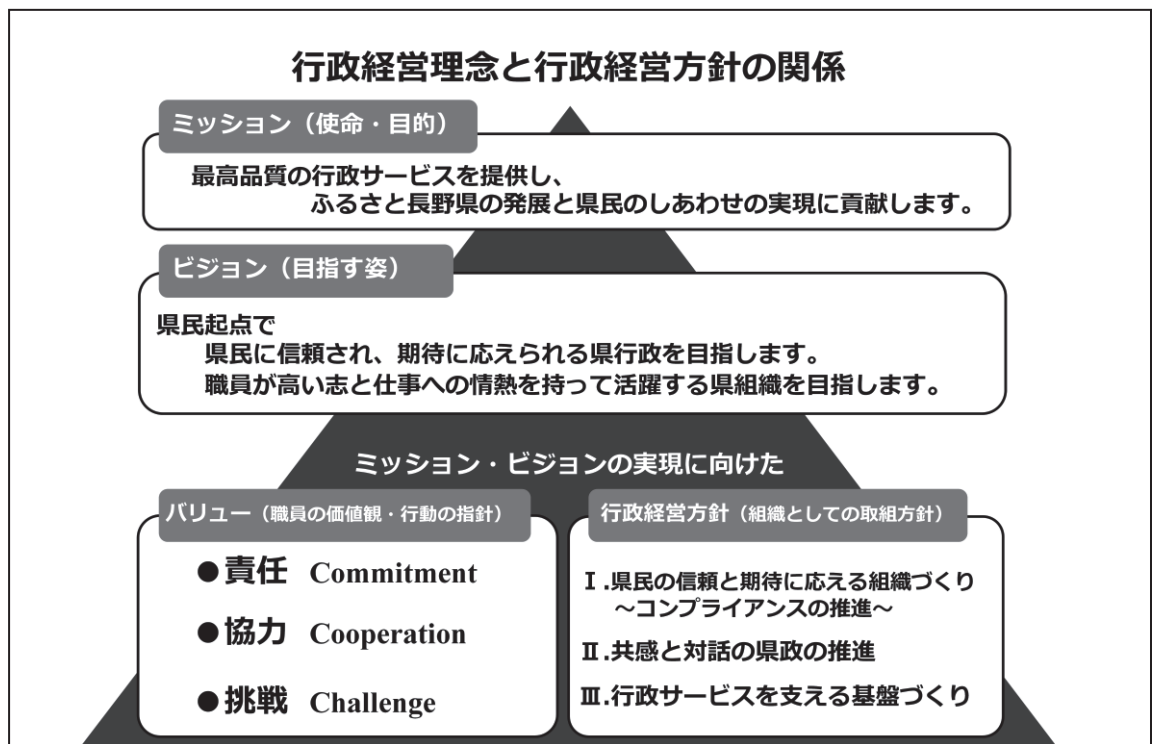
「Ⅰ 県民の信頼と期待に応える組織づくり～コンプライアンスの推進～」

「Ⅱ 共感と対話の県政の推進」

「Ⅲ 行政サービスを支える基盤づくり」

を取組の柱とし、効果的・効率的な行政経営を目指します。

ミッション、ビジョンを達成するための職員の価値観・行動の指針であるバリューとともに、この方針を職員一人ひとりが日頃から常に意識し、業務に取り組むこととします。



2 取組の進め方

この方針に基づき具体的な取組を進めていきますが、このうち主要なものについては、あらかじめ毎年度県民の皆様にお示しします。

また、具体的な取組の結果を毎年度公表するとともに、これを検証し翌年度以降の取組の改善につなげていきます。

なお、この検証の結果及び本県の行財政を取り巻く環境の変化に応じて、方針の見直しを行うこととします。

第2 具体的な取組内容

I 県民の信頼と期待に応える組織づくり～コンプライアンスの推進～

本県が目指すコンプライアンスとは、法令に基づく業務執行を基本としつつも、単なる法令遵守という受け身の姿勢に留まらず、社会の環境変化に敏感に対応し、必要ならばルール自体の見直しに柔軟に取り組むことであり、これにより、県民や社会からの要請に的確に応えていくことを本旨とするものです。

県民の信頼と期待に応えることができる組織づくりに向け、次の3項目の一体的な取り組みによりコンプライアンスを推進します。

1 「県民起点」の意識改革

県民の期待に応えていくためには、「県民から何を望まれているか」を的確に把握して行動につなげること、目的意識やコスト意識を明確に持つこと、予算獲得に傾注するよりも成果を重視して取り組むことなど、常に「県民起点」の意識を持って業務を遂行する姿勢が求められます。職員が行政経営理念を共有し、コンプライアンスを「自分ごと」として考える意識改革を進めます。

2 風通しのよい対話にあふれた組織づくり

様々な課題に適切かつ迅速に対応するためには、前例踏襲ではなく新しいことに対して意欲的に挑戦する組織風土への変革と、風通しのよいオープンな職場づくりが必要です。

職員間、組織間の情報共有を図るとともに、所属内のみならず、本庁と現地機関の間においても、職員同士が異なる視点に基づく意見を率直に出し合い、自由闊達に議論しながらチームワークで問題の解決策を模索することができるよう、対話を重視して取り組みます。

3 しごと改革（しごとの質と生産性の向上）

県民の思いや声を反映した最高品質の行政サービスの提供に向けて、これまでの制度、しごとの仕方などの根本的な見直しや改善に不断に取り組むとともに、ICT※の積極的な活用等による業務の効率化を進めます。あわせて、業務上のリスクをあらかじめ把握し、業務の改善など必要な対策を講じることによりリスクの発生を抑制するリスクマネジメントに取り組みます。

また、限られた人員を有効に活用して、行政課題に的確に対応できる効率的な組織づくりに努めます。地域振興局の設置に伴い、現地機関が専門性と総合性を発揮して、主体的・積極的に地域の課題解決に取り組めるよう、職員一人ひとりが現場重視の意識を持って業務にあたるとともに、本庁による現地機関へのサポートを適切に行うよう取り組みます。

※ICT：インフォメーションアンドコミュニケーションテクノロジーの略。情報通信技術のこと

Ⅱ 共感と対話の県政の推進

県民との「対話」を通じて、双方向の「共感」を大切にしながら、様々な課題について県民と共に考え、行動する県行政を目指します。

1 多様な主体との協働の推進

県と多様な主体との協働を一層推進し、県民ニーズに即した効果的・効率的な行政サービスの提供に努めます。

(1) 県民協働の推進

地域や社会の課題を解決するために、県民、NPO、企業など多様な主体が、共に助け合い、支え合う共助の精神で活動することが重要です。共助社会づくりに向けて、県民の社会参画の機会の拡大を図るとともに県民満足度の高い行政サービスの提供につなげるため、様々な分野において、県と多様な主体との協働を一層推進します。特に、これからの時代を担う若者との協働の拡大に努めます。

また、地域において共助の中心的役割を担うNPOの活動を活発にするため、活動基盤の強化に向けた支援や、NPO間で情報・ノウハウを共有し連携するための場を設けるほか、県との調整機能を果たす強力な中間支援組織の育成に取り組みます。

(2) 民間ノウハウの積極的活用

民間企業等の優れたノウハウを積極的に活用することにより、行政サービスの質の向上や業務の効率化はもとより、民間企業等の事業拡大や雇用の創出にもつながることが期待されます。

このため、施設の建設・運営等へのPPP・PFI*の導入については、その効果と課題を十分に検証し、活用について検討します。

また、導入をしてきた指定管理者制度や民間委託については、県管理の必要性、他の自治体の導入状況、導入の効果や課題などを見極めた上で、引き続き新たな施設への導入の可能性を追求します。

なお、指定管理者制度を導入している施設については、管理者との積極的な意見交換や第三者評価を通じ、利用者の視点に立った効果的・効率的な管理運営に取り組みます。

※PPP(パブリック・プライベート・パートナーシップ):指定管理者制度など、公民が連携して公共サービスの提供を行う仕組のこと
※PFI(プライベート・ファイナンス・イニシアティブ):公共施工等の設計、建設、維持管理及び運営に、民間の資金とノウハウを活用し、公共サービスの提供を民間主導で行うこと

2 県民参加による対話型の行政運営

県民との対話により、丁寧にニーズを把握するとともに、県政への理解と参加が得られるよう、わかりやすく積極的な情報発信に取り組みます。

(1) 広報・情報発信の充実

開かれた県政を実現するため、職員一人ひとりの「発信力」を磨き、県行政の取組や長野県の魅力を、わかりやすくタイムリーに発信するとともに、組織として一体感のある広報活動に取り組みます。

広報の実施にあたっては、冊子や新聞、テレビ、ラジオなど、多様な広報媒体の効果的な活用を図るほか、インターネットを積極的に活用するとともに、より見やすく、より使いやすいホームページづくりにも取り組みます。

(2) 県民の声の行政運営への反映

県民参加による開かれた県政を推進するためには、幅広く県民の意見を聴くことが大切です。

このため、各部局における施策の企画立案や事業実施にあたっては、県民や関係者の意見の把握に努め、県政タウンミーティング、県政モニター制度、県民ホットライン制度など様々な広聴の機会を有効に活用するとともに、これらに寄せられた意見を組織全体で共有し、県民のニーズや声を的確に県政に反映するよう努めます。

また、審議会等の運営にあたっては、公募や女性参画の拡大などにより、幅広い分野から適切な人材が選任されるよう取り組みます。

3 市町村等との連携の推進

広域的な課題や事業効果の高まりが期待される分野等において、市町村や他県等との連携を進めるとともに、地域の実情に応じ市町村間連携など市町村の行政運営を支援します。

(1) 市町村、他県等との連携

災害対応や雇用対策、観光振興などについて、今後も継続して市町村や他県、国と連携して必要な取組を進め、事業等の効果的な実施を図ります。

(2) 市町村間連携等の推進

行政サービスの持続的かつ効果的な提供において有効である連携中枢都市圏・定住自立圏など圏域単位での市町村間連携の取組を進めます。また、圏域単位の市町村間連携だけでは対応が難しい課題については、県による補完も含めた連携のあり方を市町村とともに検討し、実行可能なものから実施していきます。

あわせて、県の業務を移譲することにより、事務の効率化が図られるものや住民の利便性向上に資するものについては、市町村等の意向を十分に確認しながら市町村等への移譲を推進します。

Ⅲ 行政サービスを支える基盤づくり

限られた人員や財源のもと、多様化・複雑化する行政課題に対応し、質の高い県民サービスを継続的に提供していくために、行政経営資源（人材・ファシリティ・財政・情報）を適切にマネジメントします。

1 職員の育成と適正配置

職員一人ひとりの意欲と能力を最大限に引き出す育成と職場環境づくりを推進するとともに、適正な職員配置に取り組みます。

（１）職員の計画的な採用と育成・登用

継続的に安定した組織運営に資するよう、職員の年齢構成の適正化を考慮しながら、将来を見据えて計画的に職員を採用します。あわせて、多様化・複雑化する行政課題に的確に対応できるよう、任期付職員の活用を含め、優秀で多様な職員の確保に取り組みます。

また、職員の「共感力」「政策力」「発信力」の強化を図るとともに、“強み”を育て、活かす取組を進めます。特に、女性職員のキャリア形成の支援や管理職への登用等に積極的に取り組み、男女を問わず意欲と能力のある職員の活躍を推進します。

（２）職員のワークライフバランスの推進

全ての職員が仕事と暮らしを両立できるよう、育児休業、介護休暇や年次休暇等の取得、時差勤務やテレワークの実施を促進するなど、働き方改革に積極的に取り組みます。

また、職員数が減少し、行政課題が山積する中においても、しごと改革や意識改革を進め、総労働時間の短縮が組織文化として定着するよう取り組みます。

（３）職員の適正配置

将来にわたり人口減少が避けられない状況にあつて、人口規模等に応じて正規職員を確保しつつ、業務の変動に応じて任期付職員や非常勤職員など多様な雇用形態の職員を配置するものとし、職員数・総人件費の適正化に取り組みます。

2 ファシリティマネジメント※の推進

ファシリティマネジメント基本計画に基づき、県有財産の総合的な管理と利活用を推進するとともに、施設の老朽化に適切に対応するため中長期的な視点で計画的に修繕・改修を推進します。

（１）県有財産の総量縮小

利活用見込みのない県有財産の売却及び劣化が著しい施設の除却を推進するとともに、利用者の利便性やサービス向上の観点から、県有施設の市町村や民間への譲渡・移管を進めるなど、県有財産の総量縮小に積極的に取り組みます。

※ファシリティマネジメント：土地、建物、工作物などの財産を経営資源と捉え、総合的、長期的な観点により、財産を戦略的かつ適正に保有・処分・維持・利活用を行う手法

（２）県有財産の有効活用

利用者の満足度向上につながる財産の有効活用を推進するとともに、歳入確保・歳出削減に向けて、広告掲載用の壁貸し、太陽光発電用の屋根貸しなど各種貸付制度の導入施設の拡大、市町村との連携による活用方法の検討を行うほか、職員宿舎の管理事務の集約化と共同利用を進めるなど、県有財産の一層の効率的利用を推進します。

（３）県有施設の長寿命化

今後も継続して利用していく施設について、計画的に修繕、改修工事を実施するため、中長期修繕・改修計画を策定し、施設の長寿命化を推進するとともに、利用者等の安全を確保するため、県有施設の耐震化や定期点検の実施体制の整備を推進します。

（４）県有施設の省エネ化などによる維持管理の適正化

施設の維持管理にあたっては、エネルギーマネジメントを実践し、省エネルギー化を推進するとともに、類似施設との比較分析、委託業務の仕様書等の統一などにより維持管理の適正化を図ります。

３ 持続可能な財政運営

歳入の確保、施策・予算の重点化を常に意識して、県民の理解を得ながら、将来世代に過度な負担を残さない持続可能な財政運営に努めます。

（１）歳入確保の取組

① 新たな歳入確保

ネーミングライツ（県有施設の命名権）や広告収入など新たな自主財源の確保に向けて、これまでの取組の拡大や新しい仕組みの導入など新たな発想で全庁を挙げて積極的に取り組みます。

また、更に工夫を重ね、ふるさと信州寄付金を始めとした寄付金収入の確保に取り組みます。

② 県税収入の確保

成長期待分野の支援や企業誘致等により産業を活性化させることを通じて中長期的観点から県税収入の確保に努めるとともに、滞納整理の強化による未収金の縮減に努めます。

また、分権時代にふさわしい政策税制について検討を進めます。

③ 受益者負担の適正化

施設の利用や特定の方のために行うサービスについては、利用者に経費の実費相当額を負担していただいています。業務間の公平性や社会情勢の変化を踏まえ、今後とも適切に見直しを行います。また、未収金については、縮減目標を設定し厳正な納入を促すなど、適切な回収に努めます。

(2) 施策・予算の重点化

限られた財源の中で新たな施策に取り組むためには、既存事業を見直して財源を生み出す必要があります。県が真に果たすべき役割や費用対効果などを踏まえ、施策や予算の重点化を図ります。

また、事業実施に当たっては、達成目標に応じた終期の設定を必ず行うこととし、目標達成状況と事業効果を定期的に検証します。

さらに、最小のコストで最大の効果が発揮できるよう、事業の実施時期を十分検討するとともに、執行段階における業務改善や実施方法の見直しなどにより省力化や経費節減に最大限努力します。また、契約差金などの不用額は不執行とすることを徹底します。

(3) 将来世代への過度な負担の抑制

将来世代に過度な負担を残さないため、毎年度の予算編成にあたっては臨時財政対策債を除く元金ベースのプライマリー・バランス※の黒字を維持するとともに、県債残高のみならず県が将来の負担を保証している団体等の借入金も含めて県全体の債務残高の縮減など将来負担の抑制に努め、健全化指標など財政指標の改善に努めます。

① 県債発行の考え方

県債については、世代間負担の公平を図るため社会資本整備の財源として活用する一方、可能な限り発行抑制に努め、建設事業債の残高は縮減させていきます。

なお、臨時財政対策債については、多額な発行による償還金の増加が地方財政を大きく圧迫することが懸念されるため、臨時財政対策債の廃止を含めた抜本的な見直しを引き続き国に強く求めています。

② 財政指標の考え方

実質公債費比率については、平成27年度まで民間資金債に係る届出制度における協議不要団体の基準であった16%未満を引き続き維持するとともに、将来負担比率については、全国平均を上回らない水準を維持するよう努めます。

(4) 県民や地域の声の反映と情報共有・説明責任（アカウンタビリティ）の向上

① 県民や地域の声の予算編成への反映

予算要求時点での主要事業や事業見直しの公表、予算要求に対する県民意見の募集などにより、県民や地域の声を予算編成に反映させます。

② 説明責任（アカウンタビリティ）の向上

県民の理解と協力を得ながら財政運営していくため、これまで公表してきた県財政の状況や予算・決算などの情報に加え、新たな公会計制度に基づく財務諸表や県民1人当たりの行政コストなどを公表し、財政の「見える化」を図ることを通じて、説明責任の向上に努めます。また、毎年度の当初予算編成にあわせて、その時点での中期的な財政見通しを作成して公表していきます。

※プライマリー・バランス:財政の健全性を示す指標で、基礎的財政収支とも言われる。一般的には県債の元利償還額と県債収入との差(元利償還額が大きいと黒字)を用いるが、本県ではより厳しく、県債の元金償還額と県債収入との差を指標としており、この値が黒字である場合は、県債残高の減少を意味する。

4 情報資産の活用と保全

効果的・効率的な業務の推進に向け、情報資産※の積極的な利活用と保全に取り組みます。

(1) 情報資産を活用した業務の推進

タブレット端末やパソコンを利用したペーパーレス会議、テレビ会議システムやテレワーク（在宅勤務・サテライトオフィス勤務）の利用拡大など、業務の改善・効率化を図るため、ICTを活用したしごと改革の推進とそれを支える基盤整備に、引き続き取り組みます。

また、一層効果的かつ的確な事業を推進するため、職員一人ひとりが統計データを有効に活用するなど、数値や客観的な事実に基づく事業立案、適切な目標設定や取組成果の検証・分析に取り組みます。

さらに、行政の透明性・信頼性の向上や親しみやすい県政運営の一層の推進を図るため、統計データをはじめ県が保有する様々な情報をわかりやすく発信するとともに、2次利用可能な形でインターネット上に公開するオープンデータの取組を進めます。

(2) 情報資産の保全

情報資産の活用に当たり、県が保有する機密情報や個人情報等の情報資産を適正かつ適切に管理し、コンピュータウィルスやサイバー攻撃による不正アクセス等の脅威から保全するため、全職員が情報を適切に扱い利活用する能力（情報リテラシー）を備えて情報セキュリティ対策を徹底するとともに、個人情報の適切な管理を行います。

※情報資産:①ネットワーク、情報システム及びこれらに関する設備、電磁的記録媒体 ②ネットワーク及び情報システムで取り扱う様々な情報(これらを印刷した文書も含む。)をいう。

2 一般会計歳入歳出

歳 入

年度 款別	29			30		
	決算額	前年対比	構成比	決算額	前年対比	構成比
県 税	231,697,281	100.6	27.4	235,221,682	101.5	28.2
地 方 消 費 税 清 算 金	79,393,113	103.8	9.4	82,835,518	104.3	9.9
地 方 譲 与 税	34,544,442	103.0	4.1	38,526,894	111.5	4.6
地 方 特 例 交 付 金	747,488	109.3	0.1	886,914	118.7	0.1
地 方 交 付 税	201,347,604	97.5	23.8	200,044,557	99.4	24.0
交通安全対策特別交付金	691,775	95.8	0.1	641,607	92.7	0.1
分 担 金 及 び 負 担 金	2,494,493	80.7	0.3	2,421,418	97.1	0.3
使 用 料 及 び 手 数 料	17,763,460	98.8	2.1	17,133,281	96.5	2.1
国 庫 支 出 金	100,663,060	99.8	11.9	99,875,608	99.2	12.0
財 産 収 入	1,930,331	78.5	0.2	1,997,537	103.5	0.2
寄 付 金	513,382	134.6	0.1	591,054	115.1	0.1
繰 入 金	10,701,981	82.0	1.3	4,377,137	40.9	0.5
繰 越 金	7,096,705	73.8	0.8	7,189,911	101.3	0.9
諸 収 入	42,728,076	88.2	5.1	37,350,570	87.4	4.5
県 債	114,020,000	109.1	13.5	104,963,000	92.1	12.6
合 計	846,333,191	99.7	100.0	834,056,688	98.5	100.0

歳 出

年度 款別	29			30		
	決算額	前年対比	構成比	決算額	前年対比	構成比
議 会 費	1,441,937	99.1	0.2	1,445,016	100.2	0.2
総 務 費	34,525,014	95.4	4.1	38,075,074	110.3	4.6
民 生 費	119,996,480	100.6	14.3	116,259,422	96.9	14.2
衛 生 費	20,635,583	93.6	2.5	19,681,772	95.4	2.4
労 働 費	2,615,555	87.9	0.2	1,891,520	72.3	0.2
環 境 費	2,426,363	74.0	0.3	3,103,195	127.9	0.4
農 林 水 産 業 費	40,711,429	102.9	4.9	41,817,600	102.7	5.1
商 工 費	39,376,537	88.5	4.7	34,785,264	88.3	4.2
土 木 費	105,227,479	100.8	12.6	104,922,368	99.7	12.8
警 察 費	43,179,390	97.8	5.2	42,382,735	98.2	5.2
教 育 費	208,374,135	102.8	25.0	200,273,121	96.1	24.4
災 害 復 旧 費	2,616,868	76.0	0.3	4,967,298	189.8	0.6
公 債 費	128,634,904	97.7	15.4	124,405,862	96.7	15.1
諸 支 出 金	86,863,606	103.6	10.4	87,598,316	100.8	10.7
予 備 費	0	—	0.0	0	—	0.0
合 計	836,625,280	99.7	100.0	821,608,563	98.2	100.0

決算額推移表

(参考)令和3年度当初予算

(単位：千円、%)

元			2			3		
決算額	前年対比	構成比	決算額	前年対比	構成比	当初予算額	前年対比	構成比
234,377,745	99.6	26.5	228,778,612	97.6	20.8	216,672,459	94.7	20.8
78,472,119	94.7	8.9	95,681,751	121.9	8.7	98,092,000	102.5	9.4
37,646,422	97.7	4.3	33,745,994	89.6	3.1	26,519,001	78.6	2.5
1,974,119	222.6	0.2	1,495,446	75.8	0.1	1,397,000	93.4	0.1
202,531,609	101.2	22.9	206,796,076	102.1	18.8	206,983,000	100.1	19.9
618,220	96.4	0.1	666,844	107.9	0.1	565,000	84.7	0.1
2,813,038	116.2	0.3	3,295,421	117.1	0.3	2,189,311	66.4	0.2
16,649,636	97.2	1.9	15,867,969	95.3	1.4	16,604,685	104.6	1.6
118,347,362	118.5	13.4	232,550,025	196.5	21.1	143,041,388	61.5	13.7
2,314,757	115.9	0.3	1,784,567	77.1	0.2	1,384,633	77.6	0.1
894,044	151.3	0.1	1,099,717	123.0	0.1	833,630	75.8	0.1
12,967,296	296.3	1.5	11,407,782	88.0	1.0	23,212,353	203.5	2.2
9,197,124	127.9	1.0	13,262,309	144.2	1.2	1	0.0	0.0
35,899,487	96.1	4.1	99,737,125	277.8	9.0	180,097,214	180.6	17.3
130,174,733	124.0	14.7	155,946,000	119.8	14.1	124,739,000	80.0	12.0
884,877,713	106.1	100.0	1,102,115,640	124.6	100.0	1,042,330,675	94.6	100.0

(単位：千円、%)

元			2			3		
決算額	前年対比	構成比	決算額	前年対比	構成比	当初予算額	前年対比	構成比
1,417,657	98.1	0.2	1,400,678	98.8	0.1	1,424,581	100.5	0.1
43,328,106	113.8	5.0	61,692,212	142.4	5.7	47,118,533	108.7	4.5
121,525,757	104.5	14.0	138,811,789	114.2	12.8	127,293,635	104.7	12.2
20,441,945	103.9	2.4	59,728,200	292.2	5.5	39,222,339	191.9	3.8
1,879,551	99.4	0.2	2,221,166	118.2	0.2	3,154,914	167.9	0.3
2,937,039	94.6	0.3	3,153,169	107.4	0.3	5,230,173	178.1	0.5
42,424,785	101.5	4.9	49,247,167	116.1	4.5	43,003,321	101.4	4.1
32,152,287	92.4	3.7	113,552,759	353.2	10.5	177,851,548	553.2	17.1
134,119,427	127.8	15.4	154,183,509	115.0	14.2	112,060,576	83.6	10.8
43,874,355	103.5	5.1	45,009,943	102.6	4.1	45,679,019	104.1	4.4
205,254,997	102.5	23.6	199,724,191	97.3	18.4	194,904,318	95.0	18.7
14,692,658	295.8	1.7	36,713,203	249.9	3.4	19,473,736	132.5	1.9
122,413,401	98.4	14.1	121,144,029	99.0	11.1	122,485,059	100.1	11.8
82,443,440	94.1	9.5	99,785,954	121.0	9.2	103,328,923	125.3	9.9
0	-	0.0	0	-	0.0	100,000	-	0.0
868,905,404	105.8	100.0	1,086,367,968	125.0	100.0	1,042,330,675	120.0	100.0

3 県 歳 入 決

区分 年度	県税				地方譲与税		地方交付税		分担金及び負担金	
	決算額	前年増減額	前年 対比	構成比	決算額	構成比	決算額	構成比	決算額	構成比
昭和25年	1,196,877	—	—	15.6	—	—	2,277,585	29.8	7,193	0.1
30	2,315,050	—	—	14.9	535,281	3.4	3,644,588	23.5	192,802	1.2
35	4,630,206	—	—	14.8	1,010,194	3.2	7,287,424	23.3	331,166	1.1
40	10,893,543	—	—	17.8	1,467,497	2.4	15,188,200	24.8	1,019,230	1.7
45	30,619,163	—	—	25.2	2,849,498	2.3	26,716,827	22.0	2,146,172	1.8
46	33,564,636	2,945,473	109.6	23.4	2,956,787	2.1	31,327,505	21.8	2,395,123	1.7
47	38,559,374	4,994,738	114.9	21.8	3,130,948	1.8	36,907,923	20.9	3,640,521	2.1
48	49,633,988	11,074,614	128.7	25.8	3,429,109	1.8	45,001,127	23.4	3,185,887	1.7
49	63,876,932	14,242,944	128.7	26.0	3,816,628	1.6	60,611,199	24.7	3,041,802	1.2
50	57,383,592	△ 6,493,340	89.8	20.9	4,269,643	1.6	61,786,507	22.6	3,758,300	1.4
51	67,059,295	9,675,703	116.9	21.9	4,090,019	1.3	73,948,639	24.2	4,324,242	1.4
52	79,722,909	12,663,614	118.9	22.4	4,603,778	1.3	81,680,302	23.0	6,376,992	1.8
53	89,013,527	9,290,618	111.7	21.4	5,037,963	1.2	95,024,504	22.9	8,146,561	2.0
54	101,469,383	12,455,856	114.0	22.2	5,016,041	1.1	105,586,703	23.1	8,958,038	2.0
55	112,507,420	11,038,037	110.9	22.9	4,701,786	1.0	113,673,170	23.1	9,455,892	1.9
56	125,085,021	12,577,601	111.2	23.7	4,669,136	0.9	122,242,033	23.2	9,982,972	1.9
57	132,527,067	7,442,046	105.9	23.1	4,946,675	0.9	120,710,100	21.1	8,402,097	1.5
58	139,036,916	6,509,849	104.9	22.4	5,314,332	0.9	122,559,180	19.7	9,764,743	1.6
59	160,494,619	21,457,703	115.4	24.7	4,688,834	0.7	116,553,865	18.0	9,631,748	1.5
60	166,688,473	6,193,854	103.9	25.5	4,931,388	0.8	125,252,279	19.2	10,209,681	1.6
61	160,931,661	△ 5,756,812	96.5	24.0	5,080,450	0.8	136,624,477	20.4	11,032,122	1.6
62	175,323,681	14,392,020	108.9	24.8	5,412,682	0.8	161,432,731	22.8	14,228,310	2.0
63	201,729,655	26,405,974	115.1	27.7	5,359,533	0.7	175,260,933	24.1	14,621,559	2.0
平成元年	218,166,193	16,436,538	108.1	27.6	15,389,373	1.9	189,474,365	24.0	15,240,945	1.9
2	234,207,139	16,040,946	107.4	27.7	17,732,597	2.1	211,934,948	25.0	14,624,394	1.7
3	256,374,012	22,166,873	109.5	28.0	18,784,091	2.1	222,621,497	24.3	14,479,743	1.6
4	239,260,503	△ 17,113,509	93.3	24.4	21,233,077	2.2	217,336,542	22.1	16,715,465	1.7
5	226,599,414	△ 12,661,089	94.7	20.5	22,379,933	2.0	211,620,700	19.2	20,024,179	1.8
6	231,427,344	4,827,930	102.1	20.8	18,612,946	1.7	215,979,344	19.4	18,468,682	1.7
7	242,219,144	10,791,800	104.7	21.1	18,710,025	1.6	220,078,236	19.2	20,964,830	1.8
8	248,152,993	5,933,849	102.4	21.3	19,323,129	1.7	219,874,453	18.8	19,661,573	1.7
9	249,161,029	1,008,036	100.4	22.8	8,959,852	0.8	217,359,103	19.9	17,038,132	1.6
10	264,664,824	15,503,795	106.2	23.3	3,430,894	0.3	232,716,711	20.5	17,403,489	1.5
11	238,812,840	△ 25,851,984	90.2	21.1	3,482,900	0.3	261,422,872	23.1	13,832,675	1.2
12	256,040,037	17,227,197	107.2	23.2	3,550,354	0.3	286,477,094	25.9	12,457,390	1.1
13	248,013,810	△ 8,026,227	96.9	23.1	3,548,240	0.3	265,418,172	24.8	11,078,983	1.0
14	205,301,918	△ 42,711,892	82.8	20.4	3,700,204	0.4	260,927,576	25.9	8,723,655	0.9
15	201,174,116	△ 4,127,802	98.0	22.3	4,899,510	0.5	256,905,058	28.4	6,522,710	0.7
16	206,455,472	5,281,356	102.6	22.9	9,046,676	1.0	244,001,603	27.1	4,618,062	0.5
17	211,105,834	4,650,362	102.3	24.3	16,844,224	1.9	238,134,355	27.5	3,702,628	0.4
18	224,625,270	13,519,436	106.4	26.4	41,396,182	4.9	232,174,975	27.3	5,916,596	0.7
19	258,872,498	34,247,228	115.2	30.4	5,136,379	0.6	216,973,837	25.5	3,107,146	0.4
20	241,147,929	△ 17,724,569	93.2	28.6	4,685,405	0.6	210,963,797	25.0	3,137,191	0.4
21	200,672,149	△ 40,475,780	83.2	22.0	15,922,476	1.8	215,260,213	23.6	4,022,210	0.4
22	190,852,006	△ 9,820,143	95.1	21.3	29,389,392	3.3	228,757,904	25.5	2,945,105	0.3
23	190,182,533	△ 669,473	99.6	21.4	30,561,683	3.4	233,413,398	26.3	2,359,202	0.3
24	193,152,174	2,969,641	101.6	22.5	31,336,351	3.7	227,943,452	26.5	3,536,412	0.4
25	196,394,247	3,242,073	101.7	22.8	36,815,542	4.3	218,844,888	25.4	1,995,566	0.2
26	203,509,781	7,115,534	103.6	23.6	43,155,683	5.0	219,816,568	25.5	2,207,677	0.3
27	227,134,797	23,625,016	111.6	26.1	39,660,363	4.6	210,556,570	24.2	4,035,518	0.5
28	230,278,934	3,144,137	101.4	27.1	33,548,149	4.0	206,611,867	24.3	3,090,315	0.4
29	231,697,281	1,418,347	100.6	27.4	34,544,442	4.1	201,347,604	23.8	2,494,493	0.3
30	235,221,682	3,524,401	101.5	28.2	38,526,894	4.6	200,044,557	24.0	2,421,418	0.3
令和元年	234,377,745	△ 843,937	99.6	26.5	37,646,422	4.3	202,531,609	22.9	2,813,038	0.3
2	228,778,612	△ 5,599,133	97.6	20.8	33,745,994	3.1	206,796,076	18.8	3,295,421	0.3

備考 平成9年度から地方消費税清算金をその他に含める。
構成比(%)については、小数点第2位を四捨五入しているため、合計が100にならない場合がある。

算 推 移 表

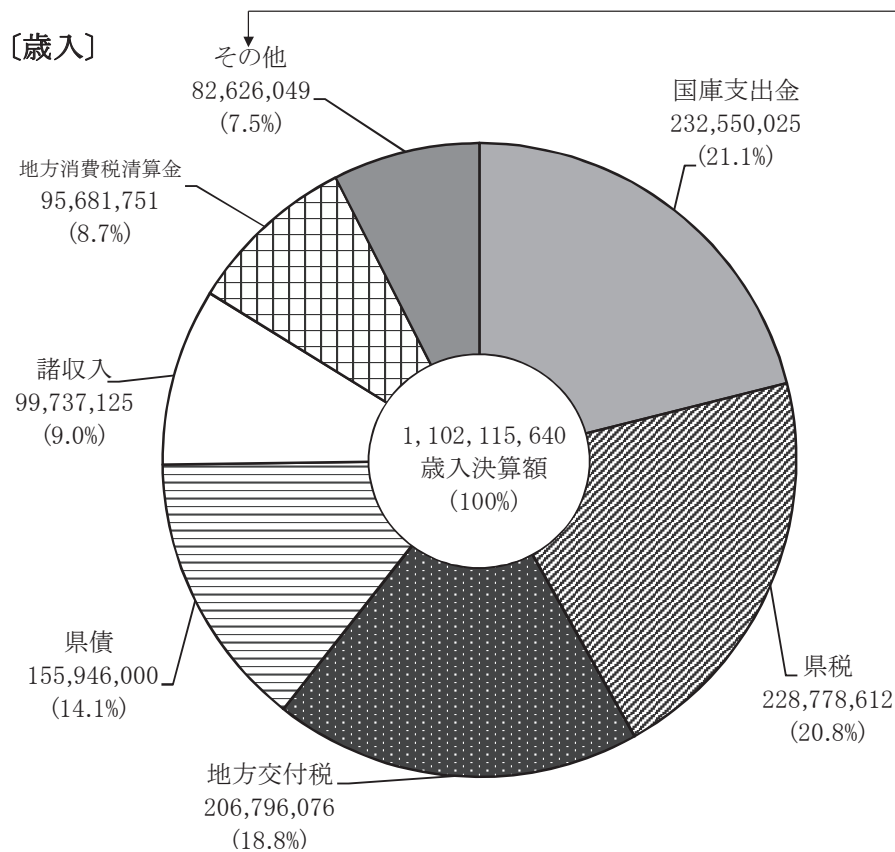
(単位：千円、%)

使用料及び手数料		国庫支出金		県債		その他		合計	
決算額	構成比	決算額	構成比	決算額	構成比	決算額	構成比	決算額	前年 対比
367,526	4.8	2,526,502	33.0	431,000	5.6	847,273	11.1	7,653,956	—
976,921	6.3	5,798,634	37.3	1,056,039	6.8	1,011,973	6.5	15,531,288	—
1,401,577	4.5	12,663,536	40.5	1,164,000	3.7	2,761,063	8.8	31,249,166	—
1,841,193	3.0	21,656,476	35.4	4,106,500	6.7	5,013,293	8.2	61,185,932	—
2,778,746	2.3	38,924,634	32.1	4,756,500	3.9	12,561,288	10.4	121,352,828	118.3
2,892,754	2.0	46,490,180	32.4	8,778,400	6.1	15,117,386	10.5	143,522,771	118.3
3,152,344	1.8	58,948,017	33.3	15,233,000	8.6	17,348,586	9.8	176,920,713	123.3
3,685,357	1.9	59,170,057	30.7	9,511,500	4.9	19,065,798	9.9	192,682,823	108.9
3,795,485	1.5	74,870,944	30.5	7,532,000	3.1	27,689,919	11.3	245,234,909	127.3
4,527,722	1.7	87,279,138	31.9	24,409,000	8.9	30,546,085	11.1	273,959,987	111.7
5,146,758	1.7	97,370,180	31.8	27,342,000	8.9	26,640,092	8.7	305,921,225	111.7
6,893,284	1.9	114,314,582	32.2	30,610,000	8.6	31,264,589	8.8	355,466,436	116.2
8,477,154	2.0	130,398,006	31.4	39,873,000	9.6	39,199,591	9.4	415,170,306	116.8
9,550,772	2.1	141,602,129	30.9	41,395,500	9.0	44,243,247	9.7	457,821,813	110.3
11,028,689	2.2	149,256,358	30.4	35,747,500	7.3	55,218,733	11.2	491,589,548	107.4
11,389,787	2.2	160,736,868	30.5	41,017,400	7.8	52,469,904	9.9	527,593,121	107.3
12,218,725	2.1	177,972,251	31.1	55,051,600	9.6	61,179,439	10.7	573,007,954	108.6
12,753,134	2.1	192,132,574	30.9	72,137,967	11.6	67,414,545	10.9	621,113,391	108.4
13,879,575	2.1	198,869,386	30.7	66,421,400	10.2	78,171,660	12.1	648,711,087	104.4
14,782,623	2.3	180,559,961	27.6	64,313,933	9.8	86,662,353	13.3	653,400,691	100.7
15,284,708	2.3	173,225,067	25.8	81,417,000	12.1	87,712,523	13.1	671,308,008	102.7
16,207,479	2.3	164,123,503	23.2	87,447,353	12.4	83,491,860	11.8	707,667,599	105.4
16,821,485	2.3	150,738,769	20.7	79,554,486	10.9	84,293,988	11.6	728,380,408	102.9
17,762,028	2.2	153,956,952	19.5	90,813,627	11.5	89,452,780	11.3	790,256,263	108.5
18,490,311	2.2	155,000,695	18.3	93,794,364	11.1	101,251,223	12.0	847,035,671	107.2
19,106,821	2.1	163,958,038	17.9	100,109,033	10.9	120,412,419	13.1	915,845,654	108.1
19,729,577	2.0	207,260,456	21.1	134,151,619	13.7	126,441,765	12.9	982,129,004	107.2
20,041,056	1.8	268,106,180	24.3	187,982,700	17.0	145,926,899	13.2	1,102,681,061	112.3
20,965,726	1.9	261,642,228	23.5	198,330,900	17.8	146,946,364	13.2	1,112,373,534	100.9
21,294,435	1.9	245,701,377	21.4	231,589,867	20.2	148,072,265	12.9	1,148,630,179	103.3
21,312,655	1.8	257,716,177	22.1	226,156,400	19.4	155,320,280	13.3	1,167,517,660	101.6
20,432,813	1.9	216,611,888	19.8	189,156,400	17.3	175,312,373	16.0	1,094,031,590	93.7
19,495,589	1.7	234,199,070	20.6	170,577,500	15.0	193,697,960	17.0	1,136,186,037	103.9
20,325,662	1.8	234,373,749	20.7	176,767,900	15.6	182,341,719	16.1	1,131,360,317	99.6
21,094,110	1.9	219,184,889	19.8	124,076,300	11.2	183,114,981	16.6	1,105,995,155	97.8
20,865,083	1.9	207,193,964	19.3	126,529,650	11.8	188,782,539	17.6	1,071,430,441	96.9
20,395,811	2.0	161,969,408	16.1	156,988,877	15.6	187,736,679	18.7	1,005,744,128	93.9
20,793,123	2.3	139,249,651	15.4	107,368,678	11.9	166,971,730	18.5	903,884,576	89.9
20,573,084	2.3	137,628,934	15.2	96,868,000	10.7	183,579,024	20.3	902,770,855	99.9
19,021,550	2.2	128,891,201	14.8	86,272,000	9.9	164,859,615	19.0	868,831,407	96.2
18,776,201	2.2	97,249,363	11.4	82,267,733	9.7	147,389,876	17.4	849,796,196	97.8
18,522,864	2.2	103,116,869	12.1	97,299,000	11.4	147,739,354	17.4	850,767,947	100.1
17,978,825	2.1	109,877,617	13.0	115,699,000	13.7	139,809,370	16.6	843,299,134	99.2
18,134,220	2.0	168,888,135	18.6	141,402,000	15.5	146,303,138	16.1	910,604,541	108.0
12,897,753	1.4	117,787,103	13.1	141,385,000	15.7	174,175,464	19.4	898,189,727	98.6
12,569,329	1.4	118,779,054	13.4	122,455,933	13.8	177,339,545	20.0	887,660,677	98.8
12,344,867	1.4	110,896,614	12.9	128,186,000	14.9	152,099,548	17.7	859,495,418	96.8
12,283,134	1.4	124,934,888	14.5	123,564,133	14.3	146,437,584	17.0	861,269,982	100.2
14,547,520	1.7	108,973,281	12.7	113,590,600	13.2	155,803,970	18.0	861,605,080	100.0
16,340,186	1.9	107,461,989	12.4	99,877,000	11.5	164,466,682	18.8	869,533,105	100.9
17,983,322	2.1	100,894,789	11.9	104,517,000	12.3	151,905,036	17.9	848,829,412	97.6
17,763,460	2.1	100,663,060	11.9	114,020,000	13.5	143,802,851	16.9	846,333,191	99.7
17,133,281	2.1	99,875,608	12.0	104,963,000	12.6	135,870,248	16.2	834,056,688	98.5
16,649,636	1.9	118,347,362	13.4	130,174,733	14.7	142,337,168	16.0	884,877,713	106.1
15,867,959	1.4	232,550,025	21.1	155,946,000	14.1	225,135,553	20.4	1,102,115,640	124.6

4 令和2年度一般会計歳入歳出決算額構成図

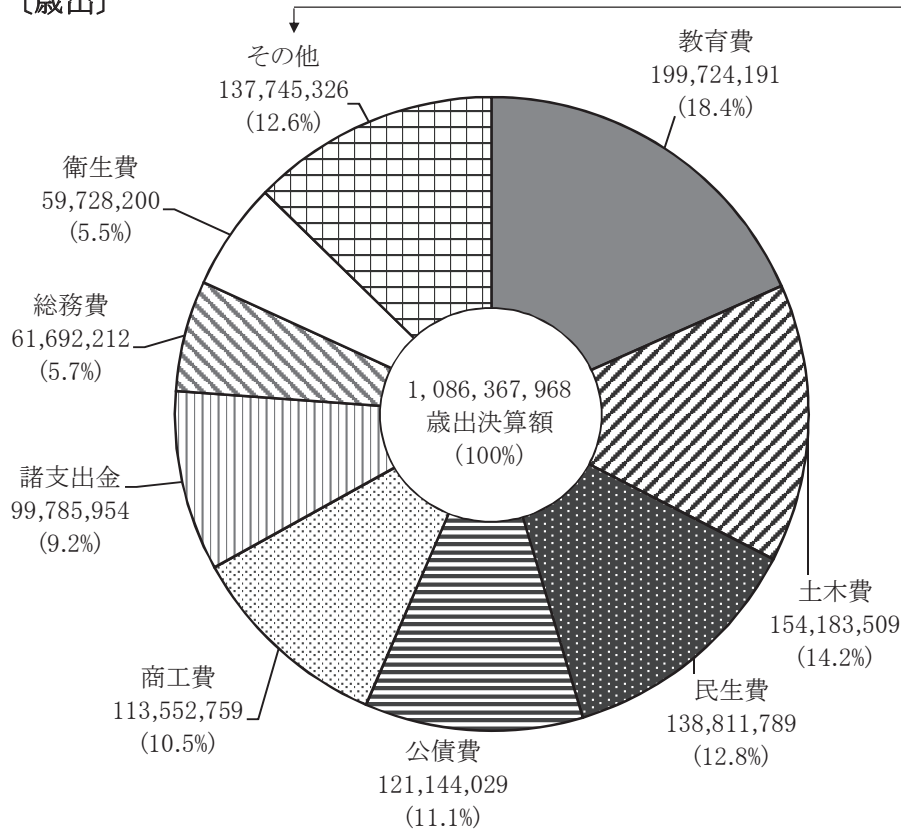
(単位：千円)

〔歳入〕



地方譲与税	33,745,994	(3.1%)
使用料及び手数料	15,867,969	(1.4%)
繰越金	13,262,309	(1.2%)
繰入金	11,407,782	(1.0%)
分担金及び負担金	3,295,421	(0.3%)
財産収入	1,784,567	(0.2%)
地方特例交付金	1,495,446	(0.1%)
寄付金	1,099,717	(0.1%)
交通安全対策特別交付金	666,844	(0.1%)

〔歳出〕



農林水産業費	49,247,167	(4.5%)
警察費	45,009,943	(4.1%)
災害復旧費	36,713,203	(3.4%)
環境費	3,153,169	(0.3%)
労働費	2,221,166	(0.2%)
議会費	1,400,678	(0.1%)

(注) 各グラフ中の金額は、表示単位未満四捨五入のため、合計と内訳が一致しない場合がある。
構成比 (%) については、小数点第2位を四捨五入しているため、合計が100にならない場合がある。

5 財政分析指標の推移（普通会計決算）

（単位：億円、％）

区 分			30年度	令和元年度	2 年度	
収 支	歳 入 総 額		8, 039	8, 568	10, 669	
	歳 出 総 額		7, 900	8, 392	10, 495	
	形 式 収 支		139	176	174	
	翌 年 度 繰 越		74	121	125	
	実 質 収 支		66	55	49	
	単 年 度 収 支		15	-11	-6	
	県 債 現 在 高		(18) 15, 584	(18) 15, 764	16, 197	
等	積立金 現在高	財 調	(6) 357	(7) 321	297	
		そ の 他	(25) 622	(22) 624	698	
財 政 分 析 指 標 等	標 準 財 政 規 模		(14) 5, 074	(14) 5, 077	5, 100	標準税収入額＋普通交付税額 ＋臨時財政対策債発行可能額
	基準財政需要額		4, 110	4, 170	4, 236	
	基準財政収入額		2, 142	2, 225	2, 238	
	財 政 力 指 数		(21) 0. 51832	(21) 0. 52486	0. 52762	$\frac{\text{基準財政収入額（3年度平均）}}{\text{基 準 財 政 需 要 額}}$
	実 質 収 支 比 率		(20) 1. 29	(26) 1. 08	0. 96	$\frac{\text{実質収支額}}{\text{標準財政規模＋臨財債発行可能額}}$
	経 常 収 支 比 率		(35) 93. 2	(32) 94. 8	93. 7	$\frac{\text{経 常 経 費 充 当 一 般 財 源}}{\text{経 常 一 般 財 源}}$
	公 債 費 負 担 比 率		(22) 21. 3	(25) 20. 9	19. 7	$\frac{\text{公 債 費 充 当 一 般 財 源}}{\text{一 般 財 源 総 額}}$
	実質公債費比率		(30) 10. 6	(32) 10. 0	9. 8	$\frac{(\text{地方債の元利償還金}+\text{準元利償還金})-(\text{特定財源}+\text{基準財政需要額算入額})}{\text{標準財政規模}-\text{基準財政需要額算入額}}$
	将 来 負 担 比 率		(32) 169. 4	(32) 170. 6	173. 1	$\frac{\text{将来負担額}-\text{充当可能財源等}}{\text{標準財政規模}-\text{基準財政需要額算入額}}$
	歳出総額に占める構成比	義務的 経 費	投資的 経費含	(6) 50. 2	(8) 47. 2	37. 3
			投資的 経費除	(6) 49. 7	(8) 46. 6	36. 7
		人件費	投資的 経費含	(4) 32. 1	(6) 30. 3	23. 9
			投資的 経費除	(4) 31. 6	(8) 29. 6	23. 3
	投 資 的 経 費		(28) 16. 5	(20) 21. 2	23. 6	

（注）（ ）内：降順の全国順位
令和2年度の数値は速報値

6 徴 税 費

区 分			28年度	29年度	30年度	令和元年度	2 年度	
税 収 入	予 算 額 (イ)		230,132,340	231,427,758	234,713,236	233,505,275	228,301,653	
	調 定 額 (ロ)		233,580,471	234,591,508	237,698,982	236,715,605	232,523,032	
	収 入 額 (ハ)		230,278,934	231,697,281	235,221,682	234,377,745	228,778,612	
徴 税 費	人 件 費	職 員 給		1,049,832	1,017,399	980,845	954,686	949,956
		諸 手 当	超 過 勤 務 手 当	23,989	18,375	16,917	17,799	15,960
			税 務 特 別 手 当	851	781	984	936	851
			そ の 他 の 手 当	560,399	553,245	522,936	502,723	489,644
			小 計	585,239	572,401	540,837	521,458	506,455
		そ の 他 の 人 件 費		341,467	337,901	334,553	338,431	268,176
		計 【A】		1,976,538	1,927,701	1,856,235	1,814,575	1,724,587
	旅 費 【B】		4,751	4,840	4,127	3,647	686	
	需 用 費	需 用 費		37,770	43,351	36,883	39,942	36,815
		通 信 運 搬 費		95,155	94,427	96,088	97,127	92,883
		備 品 費		1,642	3,071	3,873	4,314	3,542
		そ の 他		628,860	483,898	425,826	520,890	453,986
		計 【C】		763,427	624,747	562,670	662,273	587,226
	徴 収 取 扱 費 等	道 府 県 民 税	納 税 義 務 者 数 分	3,280,674	3,310,455	3,332,022	3,356,628	3,367,704
			払 込 金 額 分	1,651	1,048	918	581	555
			そ の 他	131,769	134,933	147,944	134,373	149,954
			小 計	3,414,094	3,446,436	3,480,884	3,491,582	3,518,213
		地 方 消 費 税	費 の	114,843	127,905	129,886	122,702	120,536
			小 計	3,528,937	3,574,341	3,610,770	3,614,284	3,638,749
		納 税 貯 蓄 組 合 補 助 金		700	500	500	500	0
		特 別 徴 収 義 務 者 に 対 す る 交 付 金 等	特 別 地 方 消 費 税	0	0	0	0	0
			ゴ ル フ 場 利 用 税	17,639	17,307	16,306	16,218	15,069
			軽 油 引 取 税	431,964	440,175	444,895	442,599	434,064
			小 計	449,603	457,482	461,201	458,817	449,133
		そ の 他		57,354	56,193	53,690	60,617	66,059
		計 【D】		4,036,594	4,088,516	4,126,161	4,134,218	4,153,941
		合計 【A】 + 【B】 + 【C】 + 【D】 (ニ)			6,781,310	6,645,804	6,549,193	6,614,713
税 収 に 対 す る 徴 税 費 の 割 合	対 予 算 額 (ニ) / (イ)		2.95	2.87	2.79	2.83	2.83 %	
	対 調 定 額 (ニ) / (ロ)		2.90	2.83	2.76	2.79	2.78 %	
	対 収 入 額 (ニ) / (ハ)		2.94	2.87	2.78	2.82	2.83 %	
徴 税 吏 員 等 数	吏 員		267	265	255	252	250 人	
	嘱 託 ・ 雇 人 ・ 傭 人		9	13	12	12	12 人	
	計 (ホ)		276	278	267	264	262 人	
	臨 時 職 員		0	0	0	0	0 人	
徴 税 吏 員 一 人 当 た り 徴 税 額 (ハ) / (ホ)			834,344	833,443	880,980	887,794	873,201	
徴 税 吏 員 一 人 当 た り 徴 税 費	人 件 費 (含 旅 費) 【A】 + 【B】 / (ホ)		7,179	6,952	6,968	6,887	6,585	
	物 件 費 【C】 + 【D】 / (ホ)		17,391	16,954	17,561	18,169	18,096	
	計 (ニ) / (ホ)		24,570	23,906	24,529	25,056	24,681	
事 務 所 数	税 務 事 務 の み を 所 管 す る 事 務 所 数		—	10	10	10	10	
	税 務 事 務 を 併 せ て 所 管 す る 事 務 所 数		10	—	—	—	—	
	計		10	10	10	10	10	